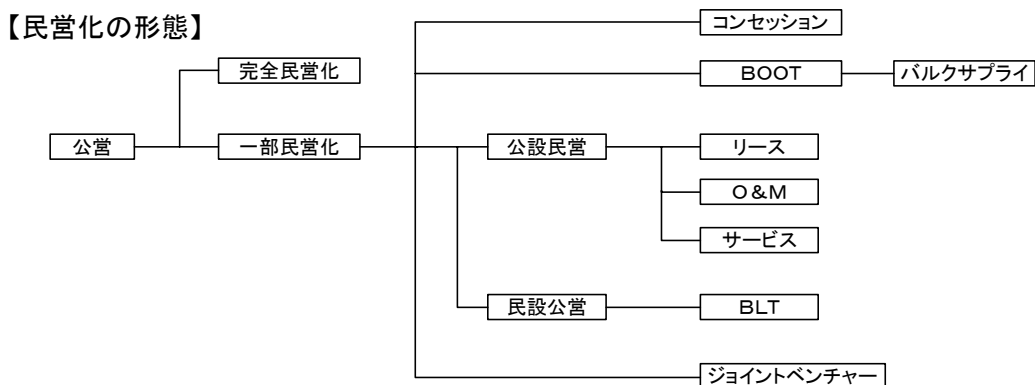


（参考3）水道事業の民営化の形態について

- 水道事業の民営化は、契約内容に応じて様々な形態が存在するが「水道事業における民間的手法の導入に関する調査研究報告書」（平成18年3月、社団法人日本水道協会）では、海外の事例を参考として以下のとおり整理されている。



「水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書」平成18年3月
社団法人日本水道協会

【民営化の類型】

類型	内容	事業権	施設の所有	
完全民営化方式	公の資産を株式の公開などにより売却、ライセンスに基づき、永久に事業運営。	民	民	
一部民営化方式	コンセッション契約	事業経営責任を一定期間民に譲渡（契約期間20～35年）。	民	公・民
	BOOT契約 (Build Own Operate Transfer)	新規に施設を建設、所有、運営し、契約期間終了後は公に所有権を移転する。所有権の所在や移転の形態によりBOOの契約形態もある。	民	民
	バルクサプライ	新規に浄水施設を建設、所有、運営し、公に水を販売する（契約期間15～20年）。	民	民
	リース契約	公所有の事業設備を民にリースし、民が水道システムの運営のあらゆる側面（一般には資本投資は除外）に責任を負う（契約期間5～15年）。公は賃貸料を徴収し、投下資本の回収を行なう。	民	公
	O&M (Operate&Maintenance)	民が総合的に広い範囲でサービスを提供し、日常的に施設の運営管理を行なう。民による追加的投資なし（契約期間10～20年）。	民	公
	マネージメント契約	設備の一部又は全部の運営管理権を与える。民による資本投資はない（契約期間5～10年）。	民	公
	サービス契約	一部の機能について、一定期間に限り民の経営管理に任せる方式（契約期間2～3年）。コンセッション契約会社が別の会社にサービスを発注する場合は、外部委託と呼ばれる。	民	公
	BLT (Build Lease Transfer)	民が公共用地で新規施設を建設し、既存の公共組織にリース運営させる。	公	民
ジョイントベンチャー	公と民が合弁会社を設立。	公・民	公・民	

「水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書」平成18年3月
社団法人日本水道協会

4. 2 本手引きにおいて検討対象とする連携形態

本手引きでは、我が国の水道事業において実際に導入が進んでいる連携形態又は今後、導入が進む可能性があると考えられる連携形態の中から、以下の6つの連携形態を検討対象とする。

なお、これらの連携形態の中には、我が国の水道事業において未だ導入例がないものや、現行制度の策定時にはその導入が必ずしも想定されていなかったものも含まれる。そのような連携形態について導入を検討する際には、水道事業は公益性が高く、これまで地方公共団体が地方公営企業として一定の役割を担ってきた経緯があることを十分に踏まえつつ、水道利用者の反応等を含め慎重な検討が必要と考えられる。

①個別委託

- ・ 水道事業者等の責任と管理の下で、業務の一部について民間事業者に個別委託（従来型業務委託）を行う。
- ・ 契約は単年度毎を基本とする。
- ・ 本手引きでは、水道事業者等における現状の連携形態として想定する。

②第三者委託

- ・ 浄水場等の運転管理業務などの水道の管理に関する技術上の業務について、他の水道事業者等又は民間事業者に対して水道法上の責任を含めて委託する。
- ・ 契約期間は3～5年ごととし、必要に応じて更新していくことを想定。

③DBO

- ・ 水道施設（付帯設備等の一部の設備である場合を含む。）の設計、建設、運転管理、修繕等の業務について、包括的に民間事業者に委託する。
- ・ 契約期間は、10～30年間程度の長期間とする。
- ・ 手続は、PFI法の手続に準じて進めるものとする。
- ・ なお、施設整備に伴う資金調達水道事業者等が担うものとする。

④PFI

- ・ 水道施設（付帯設備等の一部の設備である場合を含む。）の設計、建設、運転管理、修繕等の業務について、施設整備に伴う資金調達を含めて包括的に民間事業者に委託する。
- ・ 契約期間は、10～30年間程度の長期間とする。
- ・ なお、事業形態としてはサービス購入型、事業方式としてはBOTを想定する。

⑤コンセッション

- ・ 水道資産を地方公共団体が所有し、地方公共団体と民間事業者が事業権契約を締結することで、民間事業者が水道経営権を獲得する。
- ・ 民間事業者は水道法上の水道事業者等として国又は都道府県から認可を受けた上で、水道利用者から直接料金を徴収し、これを収入として水道事業を運営する。
- ・ 契約期間は、20～30年間程度の長期間とする。

⑥完全民営化

- ・ 水道事業を実施している地方公共団体が、民間事業者に水道資産を含めた水道事業を委譲・譲渡し、民間事業者が資産を保有した上で水道事業を運営する。
- ・ 民間事業者は水道法上の水道事業者等として国又は都道府県から認可を受けた上で、水道利用者から直接料金を徴収し、これを収入として水道事業を運営する。
- ・ 水道事業を全て委譲・譲渡するため、契約期間はなく、半永久的に民間水道事業者等が水道事業を運営することとなる。

4. 3 留意事項

- 他の水道事業者等や民間事業者の活用に関する検討は、4. 1 で示した各連携形態のメリット、デメリットや実施上の留意事項等を十分に踏まえつつ行う必要がある。
- 他の水道事業者等や民間事業者の活用に関する検討は、水道事業者等の内部で検討を進める手法のほか、外部有識者や水道利用者（地元住民）を委員とする検討会等を設置して幅広く意見を聴きながら検討を進める手法により行うことも考えられる。
- 水道事業者等において採用した各連携形態について、契約手続の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきであるとともに、民間事業者の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準の指標（P I : Performance Indicator）を用いて要求水準を設定する契約方法が可能であることに留意する必要がある。